

太田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭（以下これらを「対象家庭」という。）の居宅を、訪問支援員が訪問し、対象家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、市が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 支援の内容については、対象家庭を訪問し、次に掲げる事項を包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 対象家庭（その児童を含む。）の状況・養育環境の把握、市への報告

(対象者)

第4条 本事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、児童、保護者、妊娠婦からの相談又は庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊娠婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦及びそれに該当するおそれのある妊娠婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(訪問支援員の要件)

第5条 訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当し、本事業による支援を適切に行う能

力を有する者とする。

- (1) 次条に規定する研修の内容を踏まえた市が適當と認める研修を修了した者
- (2) 次の（ア）～（ウ）に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者（研修）

第6条 市長は、訪問支援員の質を担保するため、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修（育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、救急救命講習及び事故防止に関する講習を含む。）を実施する。

（留意事項）

第7条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報の保護と守秘義務の遵守

訪問支援員は、支援対象者の個人情報を適切に管理し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この守秘義務は、その職を退いた後も同様とする。

- (2) 必要な支援への適切な連携

支援対象者に対し、本事業以外の支援が必要と判断される場合は、関係機関と適切に連携し、必要な支援につなげるものとする。

- (3) 訪問支援員の身分証明

訪問支援員は、支援の実施に当たり、市が発行する身分証明書を携帯し、支援対象者の求めに応じて提示しなければならない。

- (4) 支援状況の把握

市は、定期的に訪問支援員から支援の状況報告を受け、支援の適切性や効果を評価するとともに、必要に応じて、支援計画の見直しや支援の終了を検討する。

- (5) 事故防止と報告体制の整備

市は、事故防止のための指針を策定し、訪問支援員に周知徹底するとともに、万が

一事故が発生した場合の報告体制を整備し、速やかな対応と再発防止に努めるものとする。

(6) 事業効果の検証と改善

市は、定期的に事業の効果を検証し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を行うものとする。検証結果は、個人情報の保護に配慮しつつ、適切な方法で公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為について禁錮刑以上の刑（死刑を除く。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者に係るこの要綱による第5条第2号（ア）の規定の適用については、拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなす。